

序章としてこれらの説明が必要である。

統合的な条文は工業部門と農業部門における廃疾の評価に用いる判断基準をすべて改善しているが、しかし、現在では、災害保護の法典とみなされている1965年の法律で多数の基本的な改革が採用されたにもかかわらず、その後もなお未解決の多くの問題が依然として残っている。労働分野の専門家によって、また、労働界によって最も激しく論争されており、しかも、政府と議会による解決を依然として待っている諸問題とは、一体何であろうか？

まず第一に、災害と職業病に対する保護の範囲は、自営の労働者が災害と職業病の危険に曝されているのに、依然として法律によってカバーされないかれらの全分野に拡大されるべきである。

次に、一時的な完全廃疾にかんする毎日の手当は、農民、作物を分配される小作農、土地を借りている小作農などに拡大されるべきである。これらの人びとが災害もしくは職業病の結果として、かれらの正常な仕事に従事するのを阻げられており、保護を必要とする状態に曝されていることは明らかである。

さらに、農業では、永久的廃疾にかんする補償の最低率が、15%の現行水準から10%に引下げられるべきで、この引下げによって、農業部門の補償は工業部門の最低率と同一水準になる。

受給権の決定に対する他の状況は、災害もしくは職業病と無関係ななんらかの原因によって、受給者が死亡した場合に、年金のもつ死亡受取金の原則を災害保険に導入した当局の失策に関連をもっている。

工業部門の保険制度と農業部門の保険制度の間に、より大きな調和を実現す

る必要性については、すでに前述したが、この実現はこれら両制度の完全な融合という最終目標への第1歩である。この実現は、危険が同一であるにもかかわらず、取扱いについて見うけられる現在の不均衡と補償率の較差を取除く目的にも役立つ。これらの不均衡や不平等は議会によって計画された農業振興への努力と一致しないだけでなく、道徳的な法律上の双方の観点から見て、事実上に悪用しているといえる取扱上の不調和をも生み出している。

結論として、所定のまた完全な効力が1963年の法律第15号第31条に与えられる必要があるが、同法は被保険者の蒙むった災害を見積る基準を示す権限を政府に与えている。

*Problemi Delli Assicurazione Contro Gli Infortuni
Sul Lavoro e le 'Malattie Professionali, I Problemi
Della Sicurezza Sociale, No. 1, 1970, pp. 61-77; No.
139, '71.*

欠損家庭の生活問題

Vilso Kasanen (フィンランド)

本稿には、社会における欠損家庭（片親喪失）の立場と、それらの家庭の生活を改善するのに何をすることができるかにかんする助言が論述されている。

1960年の国勢調査によれば、フィンランドで子供のいる世帯のうち、約10分の1は片親の世帯であった。これらの世帯のうち、18歳未満の子供の人数は約128,000人であった。これらの子供のうち、87.5%は女子が養育の責任を負っ

ていた。このように、片親の世帯の問題は主として女子とその子供達の問題である。かれらの問題を解決するために、これらの世帯は、現在かれらが受けているものよりも多くの保護を社会から受ける必要がある。研究は片親世帯のもつある幾つかの点について行われたが、その問題について不可欠でしかも包括的な研究はまだ行われていない。

寡婦と遺児の生計は、別な遺族年金制度で保障されている。研究は寡婦を世帯主とする家庭の生活水準が、現在では、片親世帯の他の稼ぎ手よりも暮し向きのよくなっているという限りにおいて、それらの世帯の生活水準が遺族年金制度の実施以後に、明らかに改善されてきたということを示している。

毎年、約40,000の新しい結婚が行われ、約5,000が結婚を解消している。離婚後に、両親は依然として共同で子供の生活に責任を負っている。非嫡出の子供の立場はより一層困難である。毎年、約3,500人の子供が非嫡出の子供として生れ、それらは全出生児の4.5%に当る。非嫡出児とかれらの母親の立場について行われた研究は、かれらの生計の手段について、かれらのために改善の必要なことを示している。その問題は、父親から子供の扶養への援助を得ることが、必ずしも常に容易ではないということである（国はこれらの世帯に対して、養育扶助の前払いを支払っている）。最近の研究によれば、未婚の母親の48%は定期的に養育費を受取っているが、28%は（父親から）それらを全く受取っていない。離婚した母親の17%だけが、それらの養育費を定期的に受取っている。

片親の世帯には多数の社会的手当が用意されている。それらの世帯は児童手当、特別児童手当、大家族に対する家族手当、養育費の前払い、遺族年金および大家族に対する住宅補助の受給資格を取得できる。これらの手当のうち大部分の手当は、両親の揃っている世帯にも同様に支払われる。特別児童手当、養

育費の前払いおよび住宅補助は、片親世帯にとって特殊な重要性を持っている。

片親世帯の稼得従事者は、大部分の人びとが特別手当に加えて、当人自身が労働からの収入を取得している。異なった研究によれば、片親世帯の所得は、両親の揃っている世帯の所得の半分より僅かに少ない。1970年に行われたある調査は、片親世帯の60%が、最高で1世帯当たり月額500マルカの所得を得ていたことを示している。この上限は寡婦を世帯主とする家庭の50%以上で、未婚の母親の家庭の43%以上であったが、離婚した世帯では25%以上にすぎなかった。

最近、片親世帯の生活水準を改善するために、多数の提案が行われた。ある提案（中央児童福祉連盟により行われた）によれば、現在の複雑な社会的手当制度は、各地方と家族条件に応じて可変的に適用できる児童扶養世帯へのある社会的手当制度によって、改善されるべきである。この制度は、所得がある最低の水準以下の全世帯に対して、妥当な生活水準を保証する児童養育世帯の生活にかんするある社会的な法律を前提条件とするであろう。

Yksihuoltajaperheiden Toimeentulokysymys, Lapsi ja Nuori iso, No. 9, 1971, pp. 263-269, 278-281; No. 92, '71.

以上5編の「I S S A 海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対する I S S A の Advisory Committee - 1967年10月 - による了解にもとづき、Social Security Abstracts より採用した。

（平石長久 社会保障研究所）